

農地保有合理化緊急売買促進事業（新規）

【平成19年度概算決定額：800,000（0）千円】

対策のポイント

農地保有合理化法人が長期間保有している農地が円滑に担い手へ売り渡すことができるよう緊急的な支援を行います。

（対策の課題）

- ・ 農地価格は、最近の10年間で約20%下落しています。
- ・ 農地保有合理化法人が担い手不足等から処分できず保有している農地は、近年の地価下落傾向に伴い、売渡価格に折り合いがつかず担い手の農地取得が困難な状況となっています。

政策目標

全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上
約4割（平成17年） 7～8割程度（平成27年：農業構造の展望）

< 内容 >

農地保有合理化法人が長期間保有している農地を緊急かつ円滑に担い手へ売り渡すため、全国農地保有合理化協会が、農地保有合理化法人の取得価格と売渡価格の差を補てんできるよう支援します。

【補助率：定 額】

【事業実施主体：（社）全国農地保有合理化協会】

【事業実施期間：平成19年度～平成20年度】

[担当課：経営局構造改善課（03 - 3591 - 1389（直））]